



2023年10月27日

各 位

会 社 名 SBIリーシングサービス株式会社 代表 者名 代表取締役会長兼社長 佐 藤 公 平 (コード番号:5834 東証グロース市場) 問合わせ先 取締役管理本部長 吉 原 寛 TEL. 03-6229-1080

# (開示事項の経過) 資金の借入に関するお知らせ

当社は、2023年9月29日付「株式会社SBI新生銀行をアレンジャー兼エージェントとするコミットメントライン契約の締結に関するお知らせ」において開示したコミットメントライン契約に関し、2023年10月27日開催の取締役会において、同契約に基づく資金の借入(以下、「本借入取引」といいます)を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 借入の理由

オペレーティング・リース事業ファンドへの立替出資等の運転資金及び既存借入金の返済(約 60 億円)に充当するため。

#### 2. 借入の内容

借入先	合計 10 行の金融機関 株式会社岩手銀行、株式会社 SBI 新生銀行、株式会社鹿児島銀行、株式 会社滋賀銀行、株式会社筑邦銀行、株式会社東邦銀行、株式会社東和銀 行、株式会社みなと銀行、他 2 行(五十音順)
	11、休八云江かなと歌11、池と11(五丁百順)
借入金額	102 億円
借入実行日	2023年11月6日
返済期日	2024年2月6日
借入金利	変動金利(円 TIBOR+スプレッド)
返済方法	期日一括返済
担保	無担保・無保証

※株式会社 SBI 新生銀行との本借入取引は、支配株主との取引に該当いたします。

## 3. 支配株主との取引に関する事項

当社及び株式会社 SBI 新生銀行(以下、「SBI 新生銀行」といいます。) は、それぞれ SBI ホールディングス株式会社(以下、「SBI ホールディングス」といいます。) を親会社とし、同一の親会社を有することから、本借入取引は支配株主との取引等に該当いたします。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2023 年 6 月 29 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「親会社である SBI ホールディングス株式会社及びその子会社との間で行う取引において、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。」と定めております。





この点、当社は、本借入取引について、SBI ホールディングスからの経営の独立性の確保に努めつつ、さらに下記(2)及び(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本借入取引に係る決定を行っております。このような対応の結果、本借入取引は当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本借入取引の公正性を担保するための措置として、借入利率は、日本円 TIBOR などの市場金利や一般的な取引条件等を参考に、当社の既存借入金利と比べ妥当な水準であることを確認しております。さらに、本借入取引は SBI 新生銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジゲーション方式での借入となっており、SBI 新生銀行以外の金融機関が 9 行参加している上で、取引条件等を決定しております。

また、当社代表取締役会長兼社長である佐藤 公平は、2023 年4月末でSBI ホールディングスの顧問を辞任しており、2023 年5月1日より当社顧問、2023 年6月26日より当社代表取締役に就任しております。現在、親会社等の役職には一切就いていないことから特別な利害関係を有する者に該当しないと判断し、本借入取引に係る取締役会の決議には参加いたしております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、当社及びSBI ホールディングス、SBI 新生銀行から独立した当社社外役員であり東京証券取引所に独立役員として届けている3名(粟野 公一郎氏、西堀 耕二氏、青木 泰岳氏)より、以下の理由から当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を頂戴しております。

- ① SBIリーシングサービスのビジネスモデルは安定的な商品供給を行うという観点から一定の商品在庫を常に保有しておく必要がある。このようにして事業推進及び事業拡大を図ることができるようにするため、資金調達枠の確保は必要不可欠であり、足許の資金需要、事業計画からみても本コミットメントライン契約の締結ならびにそれに基づく本借入取引を行うことは十分な合理性がある。
- ② 複数金融機関の提案内容を十分に比較検討した上で SBI 新生銀行に決定していることから選定プロセスにおいて瑕疵はなく合理的な判断を行っている。
- ③ 借入条件は既存取引金融機関の平均コストとの比較で有利な条件となっており、少数株主に不利益を与えるとは考え難い。
- ④ 資金使途としている約 60 億円の借り換え及び残額を運転資金として充当することについて、借り換えにより支払金利の低減が見込めること、商品仕入れに伴う資金需要を確認しており、少数株主に不利益を及ぼすことは考え難い。
- ⑤ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を図っている。また、代表取締役会長兼社長である佐藤 公平氏は、現在親会社等の役職に一切ついていないことから特別な利害関係を有する者には該当しないという会社判断について合理性があると判断した。

### 4. 今後の見通し

本件借入の実行により、業績に与える影響は軽微であります。